

平成30年8月診療分から70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります

平成30年8月診療分から現役世代との公平性を図り負担能力に応じた負担を求める観点から、70歳以上の現役並み所得者の区分が細分化されることに伴い、標準報酬月額が28万円から79万円の方で医療機関等での支払いが高額になる場合は、「被保険者証」「高齢受給者証」に加えて「限度額適用認定証」の提示が必要となりました。

なお、70歳未満の方の自己負担額に変更はありません。

【平成30年8月診療分から】

| 区分 | 高齢受給者証負担割合 | 所得区分 | 一部負担金のうち自己負担限度額 | | 限度額適用認定証 |
|-------|------------|-------------------|--|--------------------------|----------|
| | | | 外来(個人ごと) | 外来・入院(世帯) | |
| 現役並みⅢ | 3割 | 標準報酬月額83万円以上の方 | 252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% ◇多数該当 140,100円 | | 不要 |
| 現役並みⅡ | 3割 | 標準報酬月額53万~79万円の方 | 167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% ◇多数該当 93,000円 | | 必要 |
| 現役並みⅠ | 3割 | 標準報酬月額28万~50万円の方 | 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% ◇多数該当 44,400円 | | 必要 |
| 一般 | 2割 | 標準報酬月額26万円以下の方 | 18,000円(年間上限144,000円) | 57,600円 ◇多数該当 44,400円 | 不要 |
| 低所得者Ⅱ | 2割 | 住民税非課税 | 8,000円 | 24,600円 | 必要 |
| 低所得者Ⅰ | 2割 | 住民税非課税(世帯所得が一定以下) | | 15,000円 | 必要 |

◇「多数該当」とは、同一世帯で直近1年間に3回以上高額療養費が支給された場合、4回目から自己負担限度額が軽減される取扱いです。

※ なお、標準報酬月額26万円以下で住民税非課税の方は、別様式「健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額認定申請書」で交付申請してください。(各種申請書は『届け出申請書一覧』より印刷できます。)

認定のうえ「健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額認定証」を交付します。

注) 区分が現役並みに該当する所得者(高齢受給者証3割負担者)は、住民税が非課税等であっても現役並み所得者となります。

— ご不明な点がございましたら、健康保険組合(Tel.06-6262-1657)までお願いします。 —